

至退 上記記載願書に会社側が一蹴をたてず、交渉を遂行すべしと
 準備せしめ、一方会社側は、之の善後策を討ち協定を成し、之を当初より
 本手続に解決方針をたて、之を執行し、神戶に居住する船業協会幹事(内井)と
 等、調停を希望する旨を、同社務所に於て、会社側、及び各側、調停
 委員会見解を折衝し、結果、是の旨を満了解決せしむ。

要求事項 昭和八年六月以前、俸給を復元せしむ。

解決事項 (一)代理船夫ノ平均ヲ四内トス、(二)代理船夫ニテ年ヲ経過シテモ、一
 本船夫ニ昇進せしむ、(三)助船夫ヨリ船夫ニ昇進せしむ場合、一トシ年功順ニシテ
 回付優等手高ハ、懸架船後即自由トシ、(四)従来懸架船後十日ヨリ六ヶ月ニシテ、
 (五)船夫中組合加入者ニシテ、組合ヲ退去。

至退 上記記載願書に会社側が一蹴をたてず、交渉を遂行すべしと
 準備せしめ、一方会社側は、之の善後策を討ち協定を成し、之を当初より
 本手続に解決方針をたて、之を執行し、神戶に居住する船業協会幹事(内井)と
 等、調停を希望する旨を、同社務所に於て、会社側、及び各側、調停
 委員会見解を折衝し、結果、是の旨を満了解決せしむ。

要求事項 昭和八年六月以前、俸給を復元せしむ。

解決事項 (一)代理船夫ノ平均ヲ四内トス、(二)代理船夫ニテ年ヲ経過シテモ、一
 本船夫ニ昇進せしむ、(三)助船夫ヨリ船夫ニ昇進せしむ場合、一トシ年功順ニシテ
 回付優等手高ハ、懸架船後即自由トシ、(四)従来懸架船後十日ヨリ六ヶ月ニシテ、
 (五)船夫中組合加入者ニシテ、組合ヲ退去。